

## ブルデューの国家研究構想

### —「国家の科学」の条件—

小松田 儀 貞

#### はじめに——対象としての「国家」

ピエール・ブルデューの言説において当初少なくとも明確な形では取り上げられることがなかった国家という対象は、1980年代以降の福祉国家機能の後退および経済社会の国家への浸食の過程と並行したフランス社会の変貌と90年代以降鮮明化する「グローバル化」の荒波の中で、ブルデューにとって大きな存在となっていたことは確かだろう。少なくとも問題対象としての国家は、特にその晩年、彼の社会学の中で次第に重みを増したように見える<sup>1)</sup>。

そうしたブルデューの国家論あるいは国家言説への関心も近年高まっている。例えば、スタインメッツ (Steinmetz 1999)、プポ (Poupeau 2003)、ラヴマン (Loveman 2005)、ワッカント (Wacquant 2005) らは、それぞれの視点からブルデューの議論に強い関心を示しながら論及している<sup>2)</sup>。従前からブルデュー社会学をフォローしてきたワッカントはもちろん、他の論者も含めいずれも、ブルデューの国家論に現代的なアクチュアリティを読み取ろうとしている。

国家という問題対象は、基本的には、ブルデュー社会学の枢要な論点とも言える「象徴権力」論 (Bourdieu 1977) のいわば集約点=結節点であり (小松田 2006:1)、その「支配」論と連続するものと見るべきだろう。ブルデュー社会学における国家の位置づけがどのようなものであるのか——その道筋が見えてくれば、そのことによってその社会学の枠組みがより鮮明になってくるはずである。このことは、また、現代国

家の問題性を逆に照らし出すことにもつながるだろう。

筆者は、これまでもブルデューの国家把握について若干の考察をおこなっているが (小松田 1997; 2005)、本稿では、ブルデューの晩年の国家研究構想に注目することにしたい。以下は、テキストのごく簡単な吟味と考察であり、限定的な議論にすぎないが、この小稿を通じて、彼の国家認識の輪郭を浮かび上がらせることができればと思う。

#### 1 ブルデュー社会学における国家

ブルデューの国家研究構想について考察を始める前に、まずブルデューの国家把握の基本的な枠組みをごく簡単に確認しておきたい。

従来、社会科学において国家といえば、「社会」と対比される政治的機構として、もっぱらその政治的、経済的、軍事的な機能に光が当てられてきた。特に、M・ヴェーバーの定義、「国家とは、ある一定の領域内部で——この「領域」という点の特徴なのだが——正当な物理的暴力行使の独占を (実効的に) 要求する人間共同体である」(ヴェーバー 1980:9) に代表される国家把握は、「強制的政治組織としての国家」という基本的な認識としてなお有力な国家言説の一つとなっている。チャールズ・ティリー (Charles Tilly, 1929-) らの言う「強制力 (coercion) 行使の主体としての国家」というそれにも引き継がれている有力な国家言説の一つだろう (Loveman 2005:1651-2)。

これに対して、ブルデューはヴェーバーの定

義を踏まえながら、国家の象徴的な機能の重要性に焦点を当てようとする。

・・・「国家とは一定の領土内でそこに住む住人全体に対して物理的および象徴的暴力を正当的に行使する独占権を成功裡に要求するXである。」国家が象徴的暴力を行使できるのは、国家が特殊な構造と機構の形で客観性のなかに具現するのと同時に「主観性」のなかに、あるいは精神構造や知覚と思考のカテゴリの形で頭脳のなかに身体化されるからである。・・・  
(Bourdieu 1993:51) [強調原文]。

ここでいう象徴的な機能——それは「象徴的暴力の正当な行使の独占」という観点での独自の国家把握であるのだが——は、単に上記の政治的、経済的、軍事的等の機能と並列的に理解されるべきものではない。また物理的暴力の意義を無視するというものでもない。この機能は、他の諸機能の「正当な行使」をめぐる歴史的闘争と象徴的権力の行使という観点で捉えられなくてはならないのである (Loveman 2005: 1652)。ブルデューは、この観点を示すことで、物理的暴力——彼はこれを警察および軍隊という形で存在する物理力資本 (capital physique) として捉えている——の重要性 (重み) を相対化すると共に、象徴的支配の構造を積極的に問題化しようとしていると見ることができる。

ブルデューは、物理的暴力その他の諸権力を行使する主体としての国家をその形成過程に注目し、歴史的、文化横断的に把握しようとする。現代国家を直接的に対象とするのではなく、むしろ迂回的に国家をその「形成」において捉えることで、国家の一般的性格——その独自の形態と機能——が浮き彫りになってくる。ブルデューによれば、国家の形成過程は、諸権力=相異なる種別の資本の集積過程として捉えられる。物理力資本、経済資本、情報資本 (その特殊形態としての文化資本)、象徴資本等の諸資本が、警察・軍隊の設置、徴税による富の集中化とその再分配システムの構築、国勢調査の実施と人口学的情報集積、言語や「国民的」文化の統一などその他諸々の行政機構や制度の具体化を通

して国家という場所に集積するのである。すべての資本は、その権威が承認されたところの象徴資本へと帰結する。国家は、こうして「象徴的権力行使の集中化と行使の特権的な場所」となるのである (Bourdieu 1993a:51-58)。

## 2 歴史記述の幻想——目的論的解釈の限界

ここで、ブルデューの国家研究の方向性が集約的に示されているあるテキストを取り上げることにしたい。1998、99年に国家の起源および形成についての学際的で文化横断的な比較史を構想することを狙いとして、歴史学者、中国学研究者らと共同で開催した研究集会の記録をまとめた「国家の科学について」である (Bourdieu, Christin, Will 2000)。このテキストは、ブルデューの単著ではないが (オリヴィエ・クリスタン (歴史学)、ピエール=エティエンヌ・ヴィル (中国学) との共著)、そこに彼の国家把握の基本的な姿勢が現れていると見るができる。以下、このテキストの論旨を追う形で議論を進めていくことにしよう。 (\*同テキストからの引用についてはページ数のみでその箇所を示す)

ブルデューは、共著者と共にここで国家研究の構想を示している。彼は国家理論の構築を目指すというより、科学としての国家研究をいかに組織するかにもっぱら関心を向けている。彼らが構想する研究がまさに「国家の科学」 (la science de l'État) であるためにはどのような条件が必要なのか。ブルデューらは、歴史分析の重要性を前提にしながら、従来の学の方法論との切断を強く求めている。

彼らはまず「合理化」や「世俗化」といった類の目的論的な解釈に基づく歴史記述のあり方を問題にする。ブルデューらは、近年の歴史研究、比較 (文化) 研究の成果を評価しつつも、その課題はなお大きく、従来の研究に見られた「歴史記述の幻想」との決別が不可欠だと考える。「近代化」の絶えざる過程として国家の出現を描くことにつながる目的論的解釈」を捨て去る必要があるというのである (3)。こうした国家理解は、国家や国民を一個の集合的人格として見ることにより、例えばルイ14世治世下のフランスの「国益」を実体化して、絶対主義を

「必然的な進歩」と考える過ちを犯すことになる。それは「国家的近代性」(modernité étatique)という観念で「現代」を特権化し、現代政治学の定義(視点)を過去に投影するというやり方に他ならない。「国民国家」から国家の歴史の完成形を作り上げる19世紀の国民主義・民族主義的な歴史記述は、フランス以外で見られた過去の国家と諸権力をめぐるさまざまな事例——例えばジュネーヴやベルンのような都市共和国、あるいは中国のそれ——を排除し、政治形態の多様なあり方を隠蔽してしまうのである(3)。

歴史記述に関わる「幻想」はこればかりではない。現代的な思考の論理をそのまま対象に投影するといった、認識主体と対象の関係を忘却した認識は、対象の誤認を免れられない。

新自由主義理論に引き継がれているまた別の幻想は、国家の中に個人的戦略の不安定な集積や個別的利益の集積しか見ようとはしない。それは国家を利用する人々は国家に役立つ人々でもあるということと、そうした人々が共通の価値や集合的利益に頼ることでしかそうすることができないということをししばしば忘れていからなのである。おそらく、「サービス」概念のような官僚制の言説の中心概念の重要性以上にはっきりとそのことを示すものはないだろう。[この概念は]次第に封建的な型的人格関係を示すものではなく、「公共サービス」[民衆に関わるサービス](service public)という表現に見られるように抽象的で一般的な意味を帯びようになった。つまり国家の代行者[吏員、公務員](agent)の正当性は、君主への忠誠から人口[国民]の共通の福祉へと移動したのである。中世末ドイツで「秩序維持」(police)概念が登場したことは、やはり同じように国家の目的と君主の役割の表象が深部で進化したことを示しているが、これらの役割は、それ以降長期にわたって唯一の司法行政と平和の保持を超越することになる。16~18世紀にかけて、ドイツ同様フランスでもとりわけこの術語は単に秩序の維持という意味だけではなく、「良き統治」(bonne police)の意味をも一層持

つようになった。この語は、キリスト教的モラル・エコノミーの中に場所を占め、これが福祉国家(l'État de bien-être)——その中心にある君主は臣民に快適さ、安心、糧食を保障せねばならない——に向かうことになる(4)。

上記の内容を敷衍しながら、この記述の論旨を確認してみよう。

個別利益を重視するあまり行為者間の「利害の対立」といった認識に傾きがちの(方法論的)個人主義的な利益把握——昨今有力な思潮である新自由主義においてはこれが徹底しているわけだが——では、上に見たような「サービス」概念の転換を理解することは難しい。(広く)民衆に関わること[公事](chose publique)という「公共性」概念の形成には、ここで指摘されているような「統治」における君主と民衆の相互的な関係が前提となることを見ておく必要がある。現在では、「治安維持の強制力装置としての警察」を意味する「ポリス」(police/Polizei)という語は、近代初期の仏独圏では、より広義の「秩序維持の技術」といった国家の基本的機能を指す語として用いられていた<sup>3)</sup>。これは、単に強権発動、直接的な強制力の行使として理解されるべきではない、「公共性」や「福祉」といった観念の形成と切り離せない重要な術語=概念である。こうした実態を現代的な観念で単純に利益・不利益、支配・被支配といった個別的な利害関係として見ることは、当該社会の権力関係のあり方を見誤ることになる。そうした把握は、いわば認識主体の予先観念あるいは社会的諸条件の素朴な投影にならざるをえない。

そもそも、「公共性」や「福祉」の観念は現代社会固有のものではないし、何もヨーロッパ社会に固有のものでもない。ブルデューらはヨーロッパと中国の関係に目を向ける。

歴史的、比較文化的に見れば、こうした概念はヨーロッパのキリスト教的倫理の独自の所産というわけではなく、そこに中国の儒教的なモラル・エコノミーとの連続性を認めることができる。古代以来、中国では「経済的な安定」は、民衆の道徳的進歩と君主への忠誠心からは切り

離せないものだった。民に「教育」を与え「食べさせてやること」は不可分のこととして、既に3世紀頃には中国政治哲学の土台をなしていたのである(4)。公共サービスが君主のそれと明確に区別されるようになるには、もちろん官僚制機構とそれに対応した官僚制的倫理の形成を見なければならぬ。

周知のように、こうした理念に惹かれた17、18世紀の中国最良のヨーロッパの人々は、「民衆の幸福」に献身する責任のある存在として「知識人」(mandarins)を考えるようになり、この理念を実現するものとして社会制度に強い関心を示すようになった。ここに異なった地域に共通した官僚制形成の道筋が見えてくる。ヨーロッパと中国に——それぞれ固有の条件と状況はありながらも——官僚制的な「価値」と「利益」が形成されるのである(4)。

[ヨーロッパと中国の] どちらにおいても、献身と公平無私のエートスを受肉化した特殊官僚制的な価値があり、それは「国家の奉仕者」(serviteurs de l'État) [公僕] の集合的アイデンティティの土台をなしている。また、特殊官僚制的な利益というものがあり、それは文字通りの行政的虚構の生産、社会的世界の起源となる表象の創出——例えば、税制上の区分、「自国の」居住民と外国人居住民の対置などを通して——に現れ、また「社会問題」の製造にも現れてくる。そういう社会問題は、これは問題なのだとして形式化し、それらを表現し、立ち向かい、解決しようとする国家の代行者 [吏員] を通してのみ、またそういう人々に対してだけまず存在し、そして時には存在することがあるというものなのである。こうしたものには、「有益な」食糧生産農業の放棄、前近代中国における異端宗教の成功、近代における貧困の拡大、今日における「郊外の危機」などがある(4-5)。

### 3 「無名の理論家たち」のテキスト——国家と官僚制の形成の背後にあったもの

ブルデューらは、国家研究の要件としてさらに一国単位で歴史を見る見方、そして制度的な学問分科に囚われた史料読解——ここでは、歴史学であれば、国制史、法制史、政治史、軍事史、また社会科学一般でも、政治学、経済学、国際関係論といった諸学を想起すればよいだろう——からも離れることの重要性を強調する。

学際的に地域や国家間の比較対照の視角を採るということは、「一国家の歴史」(une histoire de l'État) という視角を拒絶するということでもある。こうした一国史的な見方に立ち、思想史と社会史の対象領域を分け、これに関連した政治哲学と行政、政治エリートの人物伝的記述とを別々のものとして分けて考えるということを受け入れてしまえば、有名無名のそうしたエリートたちが、「公法」や史料編纂、組織図や組織の内規、覚書といった無味乾燥なテキスト群を通して表れる行政運営と国家の目的、手段についての匿名的で実践的な学問を発展させることによって、どのようにして国家とその機能の表象の転換に貢献することになったのかを探求することができなくなってしまうのである(5)。

国家の発展は、その過程で国家の正当化やその存在意義に関する理論を作り出すことになった。実際、ある時期集中的に国家をめぐる多くの議論が生まれてくる。今なおよく参照され援用される偉大な理論家たち——マキアベリ、ボダン、ホッブス、ロックら——はこうして現れてくる。ブルデューらは、時代状況を見ない講壇的な分析からそうした重要テキストを解放したクエンティン・スキナー (Quentin Skinner, 1940-) を政治哲学史の革新者として評価しながら、彼の仕事が有名無名の政治理論家たちが向き合う歴史的な係争点を浮き彫りにし、国家という制度内部における書き手たちの位置を明るみに出したことの意義を認めている。こうしたことによって「結果的には中世や近代の重要テキストを、国家構築の作者に認識されたマニフェストや計画として——制度の客観的な手引きや記述としてではなく——読むことが可能に

なった」のである(5)。

アウグスブルクの宗教和議(1555年)によって決定的になったプロテスタントとカソリックの分裂以後、ドイツで近代的な領邦国家が生まれるなど、ヨーロッパの各地域で国家や政治諸権力の再編が進行するが、そこで公権力固有の目的と手段をめぐって並々ならぬ工夫の努力が繰り返されることになる。帝国の神聖性、聖俗権力の関係、世俗化した教会の財産の行き先など、ありとあらゆる既存の理念や制度はほぼすべて再考され新たな考え方が求められるのである。「官僚制国家の進展は、新しい学問学科、公法(jus publicum)の急速な形成と部分的には一体のものとなった」(5)。君主たちはこうした状況の中出で必要に迫られて、大学に新しい学科の講座をどんどん創設し、学術論文の発表を奨励した。彼らは、自覚しないまま、思想家や戦略家、テクノクラートを鼓舞し養成した古代中国の君主と同じようなことをしていたのである。君主たちは、そうした知識人たちにその仕事ぶりの国家間競争という形で自分たちの権力と威光を大きくすることを期待した。君主たちはその体制の正当性を確固としたものにするために学問を擁護し、百科全書の編纂を指示したりしたのである(5-6)。

こうしたことを見てくると、官僚制国家に特有のある性格が見えてくる。「官僚制的理性の肯定と公事(la chose publique)の専門家による国家深部の重要な地位の支配が、度重なる警戒や批判を招き、歴史はなおそれを繰り返している」ことである(6)。それは国家の拡大、公共的職務の増大という問題に他ならない。16世紀初頭のフランスでは、5000あったこうした職務は、1660年頃には約5万になったという。そしてこれは現代フランスでも問題になっている官僚制の現実でもある(6)。

ブルデューらは、こうした官僚機構が歴史的に形成されていく過程で生み出された文献資料——無数の定型的、非定型的な文書類——を歴史的、社会学的に読解し、「お役所文体」という国家や官庁、審議会等の日常的慣行の中で生まれてきた「新たな修辞ジャンル」を研究対象として真面目に取り上げる必要を説いている。「報告書、通達、書式といったものは、人格化

された情報を非人格的で標準化された枠組みや評価表に無理やりはめ込ませようとするもの」だからである(6)。

こうした官僚制的な日常的世界の中に「国家」はある。そして、国家の永続性も官僚制的世界と同様に、人々の日常的世界の持続性の中に確保される。ここでブルデューらは、国家的機構に支えられたこうした日常的世界の持続性に対する人々の暗黙の信頼を描くのに「郵便[事業]」の事例を示している。

・・・手紙を郵便局に出すということは、誰かが手紙を郵送するためにそれを取りに来てくれるだろう、切手は今もなお流通するだろう、輸送機関はちゃんと機能するだろう、受取人は今もなお生きているだろう…ということ信じることにはほかならない。それでもなお、縁遠くしばしば無いに等しい国家の永続性に対してどんな信用が、中世末そして近代ヨーロッパで、人々の間で共有されていたのだろうか？彼らは、適法な税金を払い、適正な手段で自分たちの紛争を解決し——長きにわたって東アジアで同様のことがなされてきたように——君主に「自分たちの生活の救済」を求め、あるいは祖国のために死ぬ、といったことが次第に習い性になっていったのである。反復業務と手続きの発明という官僚制的労働の特性が、国家を基礎付ける神学的—政治的な学者的構築以前のところで、具体的で日常的な意味を、国家の持続性という理念におそらく与えたのである(6)。

国家の存在は、反復業務(ルーティン)と手続き——日々繰り返されるお役所仕事——という官僚制特有の諸実践を通して民衆の日常意識の中に入り込んでいく。国家は、こうして人々の日常的世界と一体のものとしてその形をなしていくのである。このことを見るのに、郵便システムほど適切な例はないだろう。おそらく多くの国家において郵便事業は、人々(国民)に国土(空間的連続性)や普遍的サービスを意識させることで、国家への信頼を具体的に保証する制度として機能していたのである。

#### 4 「官僚制的知」の展開——「国家の科学」の課題

こうしてみると、先に見たような社会的現実を生み出す官僚制的な発想や思考方法といったその「知のあり方」を分析の対象とすることが、「国家の科学」にとって重要な課題として浮き彫りになってくる。

それでは、ブルデューらが構想する「国家の科学」とは実のところどういうものであるのか。

「国家の科学」という表現が、十分的確かかつ正確に比較研究の計画の意味〔方向性〕を示しているように見えたのは、国家諸制度の発展とその正当な目的に対する省察として現れる一つの国家理論史 (une histoire des théories de l'État) を構築することには、国家諸制度による公権力の巨大な実践科学の生産が何を指したのかということを理解することほどの重要性はないからにはかならない。まず始めに、行政官や公権力の代行者〔公官吏〕(agents)は、国家利益の漸進的拡大、つまり国家介入の漸進的拡大によって必要となる概念的、物的な方策を講じなくてはならない。例えば、近代ヨーロッパ(16~18世紀)では、国家は次第に人口のきちんとした評価について関心を払うようになっていったし、在外自国民を裁判機関に直接従わない人々から区別するとか、経済活動あるいは少なくとも物価の動きや商品、資本の流通を計測するといったことに気を配るようになっていったのである。このため、最初の人口統計学的な評価——まず、基本的に財政的对象に限定され従属する——が現れ、その後に国勢調査が実施され、そればかりではなく経済調査、どこそこの国の資源の系統的記述、収集資料の徹底性と同質性を追求した一覧表といったものが出てくる。近代ヨーロッパ諸国家が奪い取る能力が大きくなればなるほど、これまでにない道具と新しい学問が考案されることになったが、それらのものは基本的に行政と公的制度の所産である以上、それが暗黙のイデオロギーであることを露にし、またそれを正当化していることになる。政治経済学、統計学、人口統計学、国家財政学

がまさにそれである。こうした新しい学科は、始めから、国家特有の利益——これは、学者や行政官によって、あるいは最初の例が18世紀フランスに見られる専門学校でやがて養成されることになる官僚—専門家によって利用されるものだが——に緊密に結びつくことで、官僚制の働きを正当化するのに甚大な貢献をしている。「官僚制的行政の優越性の大きな道具は、専門知識である」。こうした学科は、国家の吏員〔代行者〕の新人補充の形の変化を、個人的な推薦や庇護、「現場での」養成が、学校選抜、競争試験、審査に徐々に置き換わっていくことによって、加速した。[こうした選抜や試験は]専門技術能力に対する官僚制的規範の支配と、そこから生じ、大部分は「国家学者」の性向の中に身体化されているこうした能力の「制限」を正当化していたのである(7)。

「官僚制的知」(savoirs bureaucratiques)は、「国家の科学」の重要な対象である。この問題を考える上で多くの示唆を与えてくれるのは、先にも見たように中国の事例である。ヨーロッパと中国の、いわば隠された近親関係がこの問題の背後にある。

まさにこうした点で、中国の経験からこうしたことを見ることは特に示唆に富むように見えるし、それが新しい省察へと導くことにもなる。人口や経済活動の諸要因、さまざまな地域の資源をよりきちんと評価しようと努めながら、近代のヨーロッパ諸国家は、こう言ってよければ、「法学的」(légiste)という型にはまった呼ばれ方をする傾向と結びついた敬うべき中国的伝統を追いかけることになった。体制や時代によってかなり違った形で表象される伝統は、確かに、先に見たように、支配的な文人の意見周辺ではむしろ評判が悪いが、これについては、ヨーロッパと同様、18世紀最も〔体制〕同調的な儒教人文主義の華燭に偽装されているとはいえ、伝統というものがかなり劇的な復活を遂げたということを確認しておくことは意味のないことではない。しかし、対照的に興味深いことだが、ヨーロッパは、国家に奉仕する真正の社

会「諸科学」の創出においてかなりの所まで急速に進んだ。[こうした社会諸科学は]「専門領域化したもの」としてより洗練され、正当化された[社会的に認知された]ものと見なされているが、今日、世界中の国家に向き合いたまた向き合おうとする人々は、直接こうした所から輩出されているのである。中国で教育がおこなわれるようになってやがて一世紀にもなるうとしている人口学、統計学、政治経済学は、ヨーロッパ出自のものであり、アメリカ出自のものである。それらは中国の知的伝統によって練り上げられてきた同様の諸学科につながるものではないのである(7)。

かつて中国から密輸入的に公共性や福祉といった統治理念あるいは国家理念を学んだ欧米社会は、近代に入って独自に社会諸科学を生み出した。両者の間には歴史的な隔たりの中で一種の知の断絶が生じている。それがこうした過去の経緯を見えにくくしているとも言えるだろう。今日、中国がこうした点で欧米の学知に学ぶようになっているのは皮肉なことと言えるかもしれない。

## 5 官僚制の自己統制と内的葛藤

官僚制的知は、官僚制の拡大と共に成長する。官僚制的知が生み出したこうした「実践的学問」は、官僚制を正当化する役割しか果たさなかったわけではない。官僚機構は、自分たちに突きつけられる少なからぬ批判に対して、「自己統制」という形を通して自己防衛を図った。近代官僚制の基本的な活動の一つが、自分たちの活動に対する「監視と評価」だった(7)。一種の官僚制組織でもあったカソリック教会にこの先例を見ることができる。司教の地方訪問の実践は、まさにこの監視と評価の実践と言える。中国明代における地方への「巡回検察」制度も、同様の機能を果たした事例として指摘されている。こうした歴史的事例に学びながら、官僚制を単に官僚制固有の利益や機能という点からだけ見るのではなく、その内部の葛藤——様々な価値や目標をめぐる競合、闘争、緊張関係といっ

た動的な側面——にも光を当てることの必要性をブルデューらは強調する。

マックス・ヴェーバーにならって、官僚制的統制というものの、業務と人間の管理特有の形態としての、また正当化特有の技術としての重要性というものを考え直してみると、国家の行政機構 (les administrations et les institutions étatiques) 全体を覆う内的葛藤に直面することになるのだが、歴史分析はこれをしばしば無視ないしは過小評価する傾向がある。国家以上のものではない官僚制は、統一され物象化した集合体として考えることはできないが、意図と意志を持つ主体のようなもの (un quasi-sujet) として把握することはできるだろう。それは、経済的、社会的諸力から相対的に自立したゲーム空間なのである。この空間では、異質でしかもしばしば矛盾対立する出自や軌跡、利益、資本 (特に学校資本) を持つ行為者が、少なくとも部分的には、公事 (la chose public) と国家のサービスの定義そのものをめぐって、時に無自覚に、概念や方法といった一定数の目標を共有しているのにもかかわらず、ぶつかり合い、対立しあっているのである(8)。

「フロンドの乱」(1648～53) は、国王と官僚制をめぐるこうした国家内部の葛藤の好例として示される。この乱を最後に貴族勢力は力を失い、フランスは絶対王政・絶対主義国家の確立へ向かうことになる。その意味でフランス史における重要な出来事としてよく知られるものである。

「実際、国家構築の歴史 (ここではフランス君主制ないし中国帝政のことだが) は、国家はこうあらねばならないという表象と公事への奉仕 [公共サービス] (le service de la chose public) とが対立しているアクター同士の葛藤の歴史から切り離すことはできない」(8) のである。国家形成の歴史とは、国家をめぐる利害関係者の葛藤と闘争の歴史にほかならない。この葛藤と闘争の空間をブルデューは、「場」という概念で捉えている。

・・・近代国家と、そこで徐々に、しかししっかりと重みを増していく特殊近代的な官僚制は、場 (champ) にほかならない。サーヴィスと官僚団 (corps) の間の客観的諸関係がどういものであるのかを確定するために、この場というものを社会学と歴史を切り離さない分析に委ねる必要がある。両者のこの関係は、ときに歴史的にはるか隔たった時点で明らかになるもので、しばしば分裂矛盾対立した利益と結びつき、また葛藤の中で絶えず相互に対立しているのだが、この葛藤こそが、あらゆる官僚制に見られる驚くほどの硬直性 (inertie) の根源の一つに、いやそれだけでなく過去の社会的闘争が歴史的に獲得してきたものを保守するその能力の根源の一つになっているのである(9)。

近代における国家と官僚制は、前近代的な、あるいは非ヨーロッパのそれらと同じではないにしても、断絶した存在であるわけではない。葛藤と闘争の場としての国家と官僚制を考える上で、中国の歴代諸国家の事例を参照することは、構造論的に対象を把握するという点でも極めて有益で示唆に富む。ブルデューらは、こうしてヨーロッパ近代 (あるいはフランス近代) の特権性を「解放」しながら、近代国家の「範型」の再考をわれわれに迫るのである。

### 結びにかえて

中国歴代王朝が多くの場合、その建国当初の武力＝強制力による暴力的支配からやがて法や制度による象徴的支配あるいは文化的な支配へと移行していく過程——それは、しばしば見られる「武帝」から「文帝」へという、王＝支配者の諡号の変化として示されている——は、官僚機構の形成過程と重なっている。強制力による支配が数世紀にもわたる長期的な継続を見ることはない。正当性あるいは権威というソフトな権力——象徴的権力——による支配が、中国王朝においても長期的な支配の一般的な形態なのである。こうした支配における官僚制の役割に改めて注目する必要があるだろう。官僚機構は、強制力・暴力の直接の担い手ではないが、その

内部における (あるいは外部諸権力との間の) 葛藤は、武力のぶつかり合いに劣らない激しさと厳しさに満ちている。ブルデューらもこのテキストの中で挙げている北宋の王安石の改革 (11世紀) (6) とそれに対する既得権層の地主・官僚が一体となった激烈な反発の事例などは、この好例であろう。改革派と反改革派の政権内の激しい対立は、やがて国家を滅亡に導くほどのものだったことはよく知られている。また、王権からの官僚機構の自立化についてのブルデュー自身の分析 (Bourdieu 1997) を参照することがこの点の理解の助けになる。さらに、検討したテキストで直接取り上げられているわけではないが、18世紀、大革命直前の王権と高等法院の対立および国家権限をめぐる諸権力の抗争の事例も興味深い<sup>4)</sup>。

ブルデューは、歴史学の対象としての国家と社会学の対象としての国家という、これまで分裂して捉えられていた国家像を一つの焦点で捉えようとする。歴史研究の成果を社会学に単に応用するというよりも、社会学的分析と歴史分析をあくまで相補的なものと考えている。どちらか一方のみでは、対象の十全な把握は困難であり、徹底的な時間的空間的比較対照を通してこそそれは可能になる。国家とはまさにそういう対象として捉えられている。フランスに対してフランス以外のヨーロッパ、ヨーロッパに対して非ヨーロッパの中国、近代に対して非近代…など、ブルデューは時間空間軸を交錯させながら諸事象を対比してみせる。一見無秩序な対比にも思えるが、こうした比較対照が、歴史相対主義、文化相対主義に足をすくわれることなく、検討された普遍性あるいは一般性を浮かび上がらせることになる。この点に、構造主義的認識の成果を吸収しながら自らの社会学を作り上げてきたブルデューならではの一貫した姿勢が表れているとも言える。先に見たような、君主制と帝政に注目したフランスと中国との対比、官僚制国家としての相同性の指摘はまさにそれだろう。目的論的解釈の手段として歴史分析を用いるのではなく、前節で見たように、どんな国家であれ国家内部の諸権力の葛藤というものをむしろ一般的な事態として捉えようとする。ブ



ブルデューは、国家あるいは官僚制という対象を、「場」という概念を通して諸権力が形作る動態的秩序として考えようとしているのである。

近年、国民国家や福祉国家といった近代的な国家枠組みの変容あるいはそれと関連した「グローバル化」の現実が多くの人々の関心を集める中で、「国家とは何か」という問題は、再び活発な議論の焦点となっている。ブルデューの国家論をそうした言説の中でどのように位置づけるべきだろうか。同時代の問題を時論的に語るだけでなく、歴史的な文脈で考察することこそむしろ必要だろう。現在起こっている国家内部あるいは国家と国家をめぐる様々な事態は、決して現在という一時点や空間的局所でしか理解できないものではないはずである。ここで取り上げた議論は、一見迂遠だが、そうした問題意識の文脈でこそ意味を持ちうるのではないだろうか。「今、ここ」を客観化あるいは相対化する視点をブルデューの社会学は内包している<sup>5)</sup>。

## 註

- 1) この点については、小松田2006:1参照。ブルデュー自身の著作としては、やはり「国家貴族」としての官僚機構の形成に焦点を当てたBourdieu 1989、他に筆者の関心の関わるところで以下が挙げられる Bourdieu 1993a; 1993b; 1994; 1997。また今回取り上げたテキストを含む、*Actes de la recherche en sciences sociales*, 2000, 133 "Science de l'État" 「国家」特集を参照。また1990年にはコレージュ・ド・フランスで国家を主題とした通年講義をおこなっている。
- 2) Steinmetz 1999, Poupeau 2003, Loveman 2005, Wacquant 2005 は、それぞれ、①構造主義以降の国家論を「文化論的転回」(cultural turn) との関連で見ようとする翻訳・論文集(ブルデューの他、B・ジェソップ、C・ティリーらが寄稿)、②ブルデュー以降のフランス教育社会学を国家との関係において検討した「社会学の社会学」、③ブルデューにならい、象徴権力の原始的蓄積に近代国家形成の端緒を見ることで、ブラジルの事例を検討した論考、④ブルデューの政治社会学および国家論を「ブルデューと民主政治」の立場から捉えようとする翻訳・論文集である。

3) ポリス／ポリツァイについては、特にエストライヒ:127-145(「ポリツァイと政治的叡知——ドイツ・バロック時代の都市と国家における社会・政治思想の展開——」)参照。18世紀ドイツ官房学(カメラリズム)の大家ユスティ(Johan Heinrich Gottlob von Justi(1717-1771))は、「ポリスの学」(la science de la police)を「共通の幸福に可能な限り最大限貢献するように、その内的な組織において国家の全般的力能を保守し増大させる」ものと考えようとした(Bourdieu, Christin, Will:4)。M・フーコーもやはり、統治の問題との関連で「ポリス」について関心を抱いていた。フーコーの「統治性」(gouvernementalité)研究についての論考として、米谷 1996参照。同様の視点から、フランス近代における「統治」の諸様態とその成長過程を検証したものとして、阪上 1999参照。

4) この点については、「世論の誕生」について高等法院の成長過程およびその官僚機構としての自立化の過程とを重ねながら考察した論考、阪上 1999:119-190を参照。

5) 言うまでもなく、国家論および国家研究には、社会科学はもちろん、広汎な領域に渡る様々なアプローチによる長い歴史と蓄積がある。中国の事例の参照も、必ずしもブルデューらの研究の独自の視点とは言えないだろう。当然、ブルデューの議論が既存の研究布置の中でどのように位置づけられるのかについては、今後検証していく必要がある。国家をめぐる様々な議論がある中で、M・ヴェーバーを基点とする蓄積を持ち、最近も成長著しい歴史社会学の知見をブルデューの議論と対質させることは、特に興味深い作業かもしれない。これについては、国家の歴史社会学の最近の成果を概括した論考として、高橋 2005参照。

## 文 献

- Bourdieu, P., 1977. "Sur le pouvoir symbolique," *Annales E.S.C.*, 3, juin, 1977, pp.405-441.
- , 1989. *La Noblesse d'État. Grandes écoles et esprit de corps*. Les Éditions de Minuit, 1989
- , 1993a. "Esprits d'État. Genèse et structure du champ bureaucratique," *Actes de la recherche en sciences sociales* 96-97, 1993a. pp. 49-62 (「国家精神の担い手たち」)(三浦信孝

- 訳)『環』第5号、2001年)
- , 1993b. "À propos de la famille comme catégorie réalisée," *Actes de la recherche en sciences sociales* 100, pp.32-36.
- , 1994. "Stratégies de Reproduction et Modes de Domination," *Actes de la recherche en sciences sociales* 105, pp.3-12.
- , 1997. "De la maison du roi à la raison d'État: un modèle de la genèse du champ bureaucratique," *Actes de la recherche en sciences sociales* 118, pp.55-68.
- Bourdieu, P., Christin, O. et Will, P.-E., 2000. "Sur la science de l'État," *Actes de la recherche en sciences sociales* 133, pp.3-11.
- Bourdieu, P. and Wacquant, L., 1992. *An Invitation to a Reflexive Sociology*, Polity.
- Loveman, M., 2005. "The Modern State and the Primitive Accumulation of Symbolic Power," *American Journal of Sociology* 110(6), pp.1651-83.
- Poupeau, F., 2005. *Une sociologie d'État. L'école et ses experts en France*, Raison d'agir.
- Steinmetz, G.(ed), 1999. *State/Culture. State-Formation after the Cultural Turn*, Cornell University Press.
- Wacquant, L.(ed), 2005. *Pierre Bourdieu and Democratic Politics*, Polity.
- ヴェーバー, M., 1980. 『職業としての政治』岩波書店
- エストライヒ, G., 1993. 『近代国家の覚醒——新ストア主義・身分制・ポリツァイ』創文社
- 小松田儀貞, 1997. 「社会的カテゴリとしての家族——ブルデュー社会学における家族と国家」『富士大学紀要』第30巻第1号、69-81ページ
- , 2006. 「「王朝国家」から「官僚制国家」へ——ブルデュー社会学における国家生成のモデル——」『秋田県立大学総合科学研究彙報』第7号、1～6ページ
- 阪上孝, 1999. 『近代的統治の誕生——人口・世論・家族——』岩波書店
- 高橋正樹, 2005. 「戦争、諸国家システム、国家——歴史社会学の国家論の可能性と問題点——」『新潟国際情報大学情報文化学部紀要』第8号、135～155ページ
- 米谷園江, 1996. 「ミシェル・フーコーの統治性研究」『思想』第870号、岩波書店、77～105ページ